

木葉駅周辺地区総合案内板設置工事（設計・施工） 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

（1）業務名

木葉駅周辺地区総合案内板設置工事

（2）目的

玉東町ではJR木葉駅の周辺整備を進めており、玉東町観光拠点施設や木葉駅前活性化施設（平成30年度末竣工予定）といった集客による賑わい創出を目的とした施設整備を行っているが、当該施設の立地は交通量の多い国道208号から数百メートル南に入った箇所であるため、国道208号からの集客を促すための案内板の設置を行い、木葉駅前の賑わい創出を図ることを目的とする。

（3）業務内容

別添仕様書のとおり。

（4）履行期間（工期）

契約締結の日から平成31年3月25日（月）まで。

（5）費用の弁済

当該公募への応募に要する一切の費用は応募者の負担とする。

2 業務費用（予算額）の上限

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

次の条件をすべて満たす者とする。

- （1）国、地方公共団体及び民間企業等で同種・同様の業務実績があること。
- （2）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- （3）玉東町の入札参加等における指名停止を受けていないこと。
- （4）事業の企画提案、関係機関等との調整、施工等、総合的運営が可能であること。
- （5）会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きを行っていないこと。
- （6）暴力団又は暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制化にないこと。

4 スケジュール

参加申込受付期間	平成31年1月16日（水）～平成31年2月7日（木）
質問書の受付期間	平成31年1月21日（月）～平成31年2月7日（木）

提案書類の提出期間 平成31年1月16日（水）～平成31年2月14日（木）

選考委員会開催日 平成31年2月中旬

※提案書類の受付締め切り後、速やかに実施し、最優秀業者を決定予定。

5 参加申込

本件に参加を希望する者は平成31年2月7日（木）までに「木葉駅周辺地区総合案内板設置工事（設計・施工）プロポーザル参加申込書」（様式1）により、後述の問い合わせ先に持参、FAX、電子メール、郵送（必着）のいずれかの方法で申し込みを行うこと。

6 参加申込後の提出書類

町から配布する仕様書をもとに次の書類を提出すること。提出書類は可能な限りA4またはA3サイズにすること。

①提案書鑑（様式2）

②会社概要（様式3）

③業務実績（様式4）

平成25年4月以降の同種業務（案内板作成業務等）の実績を記載すること。

ただし、記載に当たっては実績全てを網羅しなくても可とする。

④業務実施体制（様式5）

本業務に従事する業務責任者等を記載すること。

⑤提案書（様式任意）

【案内板のデザインについて】

設計上で特にこだわったデザインがあれば記載すること。また、使用する材料が分かる資料を記載または、添付すること。

【機能性について】

設計上で特にこだわった機能性などがあれば記載すること。

【その他】

維持管理上の特性や、不具合発見時の対応、補償期間など、設計・施工にあたっての考え方など特にPRするところがあれば記載すること。

⑥図面

平面図、立面図、出来上がり予想図等、改修箇所を示し、審査において判断ができる図面等を提出すること。

⑦見積書及び積算内訳書（様式任意）

本業務を行うにあたり、必要とする額を記載すること。

記載する額は消費税及び地方消費税を含む額とすること。

7 書類（提案書一式）の提出部数

原本（正）1部、副本（写）1部を提出すること。

なお、原本についてはホッチキス止めの上、製本、封印し提出することとするが、副本（写）はホッチキス止めをせずに提出すること。

8 書類（提案書一式）の提出期限等

平成31年2月14日（木）

提出は持参または郵送（必着）による。

ただし、郵送により提出する場合は、書留等により行うこととし、提出期限までに町に到着したものを有効とする。

9 現地確認

現地確認を必要とする者は仕様書で位置を確認し、各自行うこと。なお、現地には駐車場がないことから、車で現地まで移動する場合は玉東町役場の駐車場に駐車の上で現地へ移動すること。

10 質問等の受付、回答

質問等は、文書（様式6）により持参、郵送、FAX、電子メールの方法で行う。

受付期間は平成31年2月7日（木）までとし、電子メール又はFAXにより回答を行う。

11 審査事項、業者の選考方法

提出書類について、町で別途設置する選考委員において、次の評価項目を判断基準とし、審査を行い、最高評価となった者を選定する。

ただし、契約の段階において、その者が参加資格を満たさないことが判明した場合は、第2位の評価となった者を選定する。

①案内板のデザイン

②案内板の機能性及び耐久性

③目的達成への寄与度

④竣工後の不具合時の対応や設備の補償期間等

⑤業務実績

⑥実施体制

⑦見積金額

なお、今回の公募型プロポーザルでは参加業者によるプレゼンテーションは行わず、提出書類のみでの選考とするため、選考委員が上述の7項目を判定で

きる内容での提出書類の作成に配慮すること。

1 2 結果の通知

参加者全員に対し、個々の選定結果のみを郵送で通知する。

1 3 その他

- (1) 提案に要する一切の経費は参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (2) 提出後の書類の修正等は原則認めない。ただし、やむを得ない理由等により、町の承諾を得たものについては、その限りではない。

1 4 本件に関する問い合わせ先

玉東町企画財政課

担当：上村

電話：0968-85-3188

F A X：0968-85-3116

E-mail：uemura-k@town.gyokuto.lg.jp